

昭島市農業委員会だより

平成31年3月31日号

大地の恵み

発行
昭島市農業委員会



【 認 定 農 業 者 】

平成31年3月26日に認定期間の終了を迎える認定農業者20経営体が農業経営改善計画認定申請書を提出し、審査の結果、再認定となりましたので臼井市長（写真中央）より農業経営改善計画認定書が授与されました。市内認定農業者数は、21経営体で34名となりました。

【平成30年度 昭島市各種立毛品評会】

平成30年7月23日実施
第21回昭島市果実立毛品評会

優秀賞 西川 浩治氏 (日本梨)
優良賞 紅林 幸雄氏 (日本梨)
良好賞 坂本 陽氏 (日本梨)



平成30年10月26日実施
第49回昭島市蔬菜経営研究会
秋期立毛品評会

優秀賞 木野 秀俊氏 (白菜)
優良賞 鈴木 勇作氏 (トマト)
優良賞 指田 守昭氏 (小松菜)
良好賞 井上 茂夫氏 (大根)
良好賞 石川 実氏 (白菜)



平成30年11月13日実施
第48回昭島市花卉温室立毛品評会

優秀賞 指田 邦暢氏 (シクラメンなど)
優良賞 小室 栄治氏 (シクラメンなど)
良好賞 柳澤 裕治氏 (シクラメンなど)



【平成30年度 昭島市農業特産品共進会】

第50回昭島市農業特産品共進会が、平成30年11月10日・11日にKOTORIホール（昭島市市民会館）で開催され、第50回という節目にふさわしく市内農業者から農畜産物がたくさん出品され、来場者に品評会や即売会でPRしました。

また、昭島市農業生産団体連絡協議会・JA東京みどり昭島地区青壮年部により2艘の宝船が作成・展示された後、100円以上の寄付を募って来場者へ宝分けを行い、集まった寄付金（20,825円）を、平成30年7月に発生した西日本豪雨災害に対する義援金として岡山県支部へ送金しました。



共進会最優秀賞受賞者

- | | |
|----------------------|---------------|
| 東京都知事賞・植木の部 | 阿部 晋也 氏（緑町） |
| 昭島市長賞・花卉の部 | 指田 邦暢 氏（上川原町） |
| 昭島市議会議長賞・果実の部 | 坂本 陽 氏（東町） |
| 東京都農業振興事務所長賞・蔬菜の部 | 指田 守昭 氏（上川原町） |
| 東京みどり農業協同組合長賞・鶏卵の部 | 石坂 昌久 氏（大神町） |
| 東京都農業会議会長賞・果実（その他）の部 | 宮崎 邦康 氏（東町） |

【平成30年度 昭島市農業関係各種品評会表彰式】

平成31年1月24日に「平成30年度昭島市農業関係各種品評会表彰式」が市役所市民ホールで開催され、今年度の各種立毛品評会の優秀賞受賞者や農業特産品共進会の最優秀受賞者に対し、昭島市の臼井市長、東京みどり農業協同組合の西野常務理事、東京都中央農業普及センターの櫻井所長、昭島市議会の木崎議長などから表彰状の授与が行われました。



【平成30年度 昭島市農業委員会「農地パトロール」】



平成30年9月14日に昭島市農業委員会農地パトロールを実施しました。

これは「農地管理推進月間」に伴い市内の農地状況を農業委員全員で確認する意義があります。

今回は、生産緑地追加指定の予定地と不耕作農地の9圃場を回りました。

不耕作農地については、文書通知を行い改善されました。

【第59回東京都農業委員会・農業者大会】



平成31年2月22日に東京都農業会議主催の第60回東京都農業委員会・農業者大会が昭島市KOTORIホールで開催され、企業的農業経営者の顕彰に上川原町の指田 守昭氏（写真左）、農業後継者の顕彰に田中町の井上 泰男氏（写真中央）、農業功労者の表彰に上川原町の大野 豊樹氏（写真右）が表彰されました。



平成31年2月7日には、北多摩地区優秀農業経営者表彰が行われ、果実の部の木村 幹夫氏（郷地町）が表彰されました。

【平成30年度 農業トピック】



小池東京都知事が公務に向かう途中、昭島市内の圃場にお立ち寄りいただきました。市内農家の奥様方で運営している「工房旬」の昭島産農産物を多く使用したお弁当をお召し上がりになった後、昭島市農業委員会の鈴木会長が栽培しているハウス内のトマトを見学されました。

【昭島市農業経営者クラブ・農業委員会 合同視察研修】



平成31年3月20日に昭島市農業経営者クラブと昭島市農業委員会の合同視察研修が開催されました。

神奈川県三浦市の農業協同組合で春キャベツと三浦大根について研修を受けた後、近くの圃場を見学しながら農協職員の説明を真剣に聞いていました。研修後は、昼食をとりながら意見交換を行いました。また、帰路の途中で三浦市の野菜直売所を見学しました。

～特定生産緑地制度について～

生産緑地法の一部改正（平成 29 年 6 月 15 日）に伴い、生産緑地の指定から 30 年を経過する生産緑地に向けて、新たに「特定生産緑地制度」が平成 30 年 4 月より施行されました。現在生産緑地指定を受けている農地は、平成 3 年の改正生産緑地法により、平成 4 年に指定を受けたものが多く存在しています。生産緑地指定を受けると 30 年間の営農義務と行為制限が課せられ、主たる従事者の死亡や故障を除いては、生産緑地指定を解除するため市長へ買取りの申出をすることができません。

この度の一部改正では、「生産緑地指定から30年を経過する日（申出基準日）が近く到来することとなる生産緑地」について特定生産緑地制度の指定を受ける事により10年間指定の延長が可能となります。

特定生産緑地の指定を受ける事で、主たる従事者について相続が発生した場合、相続人が相続税納税猶予制度の適用を受ける事が可能となります。ただし指定を受けない生産緑地については、相続人が納税猶予制度の適用を受ける事は出来ません。

特定生産緑地制度の指定を受けようとする場合は、指定から30年経過前に申請する必要がありますので、市役所の都市計画課及び農業委員会にご相談下さい。

～都市農地貸借円滑化法について～

生産緑地を対象とする都市農地の貸借の円滑化に関する法律が平成 30 年 9 月 1 日に施行されました。

これからは、生産緑地で相続税納税猶予制度の適用を受けている農地の貸借や、貸借中に相続が発生した場合にその生産緑地は相続税納税猶予制度の適用を受けることができるようになります。詳しくは、農業委員会にご相談ください。

全国農業新聞

農業経営と暮らしに役立つ

情報が満載です。

■発行日／週 1 回（金曜日発行）

■購読料／月 700 円

年額 8400 円

■申込み／農業委員会事務局

農業者年金

相続対策には長い時間をかけた備えが必要です。

■加入要件

① 国民年金第 1 号被保険者

② 年間六十日以上の農業従事者

③ 二十歳以上六十歳未満の者

■申込み／農業委員会事務局

平成 31 年 3 月 31 日

編集・昭島市農業委員会

042-544-5111 内線 2286・2287